

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年4月5日提出
【発行者名】	ファイブスター投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 中芝 幸一
【本店の所在の場所】	東京都中央区入船一丁目2番9号 八丁堀MFビル8階
【事務連絡者氏名】	河村 誠
【電話番号】	03-3523-9556
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日本株ロング・ショート戦略ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年2月27日をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、繰上償還に伴い、記載事項の一部を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2. 【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示しております。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2019年2月28日から2019年8月27日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

2019年2月28日から2019年8月27日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドは、2019年5月17日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）する予定です。当該繰上償還を行うこととなった場合、申込期間は2019年5月9日までとします。詳しくは後述「(12)その他 投資信託契約の解約（繰上償還）の予定について」をご覧ください。

(12)【その他】

<訂正前>

該当事項はありません。

<訂正後>

投資信託契約の解約（繰上償還）の予定について

当ファンドは2011年6月11日に設定され、現在まで運用を行ってまいりましたが、2019年3月11日時点で、受益権口数が約3,000万口となり、純資産総額が3,000万円を下回っており、ファンドの運用方針に則った運用を継続することが困難となっております。

弊社といたしましては、当ファンドの投資信託契約を解約し、受益者様からお預かりした運用資産をお返しすることが最善であると考え、繰上償還の手続きを行うことに至りました。

委託会社では、このような状況を鑑み、以下のスケジュールに沿って投資信託契約を終了する予定です。

- ・議決権口数の確定日：2019年4月8日
- ・議決権行使書面による議決権の行使期間：2019年4月9日から2019年5月7日まで
- ・書面による決議の日：2019年5月8日
- ・信託の終了（繰上償還）予定日：2019年5月20日

2019年5月7日の書面決議において、2019年4月8日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、2019年5月20日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。その場合、2019年5月13日以降の受益権の取得申込みの受付は行いません。なお、本議案が否決された場合には、当ファンドの信託の終了（繰上償還）は行いません。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

2021年8月27日までとします（2011年6月20日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

<訂正後>

2021年8月27日までとします（2011年6月20日設定）。

ファンドは「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」の規定にしたがって繰上償還を予定しております。
2019年5月7日の書面決議において、2019年4月8日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合には、信託期間は2019年5月20日までとなります。